

鳥取県医療提供体制施設整備補助金交付要綱（新旧対照表）

鳥取県医療提供体制施設整備補助金交付要綱（平成18年11月14日付第200600114835号鳥取県福祉保健部長通知）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
第1条～第18条 略					第1条～第18条 略				
<u>附 則</u> <u>この要綱は、令和8年8月26日から施行する。</u>									
別表1（第4条、第5条関係）					別表1（第4条、第5条関係）				
1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費等	4 基準額	5 補助率	1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費等	4 基準額	5 補助率
(1)～(2) 略					(1)～(2) 略				
(3) 院内感染対策施設整備事業（略）	略	略	略	略	(3) 院内感染対策施設整備事業（略）	略	略	略	略
(4) アスベスト除去等整備事業（略）	略	略	1㎡当たり <u>61,000</u> 円 ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積	略	(4) アスベスト除去等整備事業（略）	略	略	1㎡当たり <u>56,600</u> 円 ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積	略
(5) 略					(5) 略				
(6) 医療施設等耐震整備事業（略）	略	略	(1) 補強が必要と認められるもの <u>（（2）を除く工法によるもの）</u> 基準面積 2,300㎡× <u>108,900</u> 円 (2) 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×		(6) 医療施設等耐震整備事業（略）	略	略	(1) 補強が必要と認められるもの <u>（（2）を除く工法によるもの）</u> 基準面積 2,300㎡× <u>84,100</u> 円 (2) 上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300㎡×	略

			<u>119,830円</u> (3)耐震構造指標である I s 値が0.4未満の 建物を有する第二 次救急医療施設等 (5)を除く工法 によるもの) 基準面積 2,300㎡× <u>517,800円</u> (4)耐震構造指標である I s 値が0.3未満の 建物を有する病院 (第二次救急医療 施設等は除く)(5) を除く工法によ るもの) 基準面積 2,300㎡×<u>5</u> <u>17,800円</u> (5)(3)及び(4) の補強を免震化工法によ り実施する場合 基準面積 2,300㎡ ×<u>569,660円</u>					<u>92,510円</u> (3)耐震構造指標である I s 値が0.4未満の 建物を有する第二 次救急医療施設等 (5)を除く工法 によるもの) 基準面積 2,300㎡× <u>399,800円</u> (4)耐震構造指標である I s 値が0.3未満の 建物を有する病院 (第二次救急医療 施設等は除く)(5) を除く工法によ るもの) 基準面積 2,300㎡×<u>3</u> <u>99,800円</u> (5)(3)及び(4) の補強を免震化工法によ り実施する場合 基準面積 2,300㎡ ×<u>439,780円</u>		
(7)地 球温暖化 対策施設 整備事業 (略)	略	略	1 医療機関当たり <u>117,856</u> 千円		(7)地 球温暖化 対策施設 整備事業 (略)	略	略	1 医療機関当たり <u>109,430</u> 千円	略	
(8)略				略	(8)略				略	
(9)地 域災害拠 点病院施 設整備事 業	略	略	非常用自家発電装置 1 医療機関当たり <u>196,311</u>千円 受水槽 1 医療機関当た	非常用自家発電 装置 0.33 受水槽 0.50	(9)地 域災害拠 点病院施 設整備事 業	略	略	非常用自家発電装置 1 医療機関当たり <u>182,276</u>千円 受水槽 1 医療機関当た	0.33	

(略)			り <u>180,908</u> 千円 備蓄倉庫 1 医療機関当 たり <u>60,434</u> 千円	備蓄倉庫 0.33	(略)			り <u>167,974</u> 千円 備蓄倉庫 1 医療機関当 たり <u>56,113</u> 千円	
		略	(1)補強が必要と認めら れるもの (2)を除く工法に よるもの) 基準面積 2,300㎡× <u>10</u> <u>8,900</u> 円 (2)上記補強を免震化工 法により実施する場合 基準面積 2,300㎡× <u>11</u> <u>9,830</u> 円 (3)耐震構造指標である I s 値が0.4未満の 建物を有する病院 (4)を除く工法 によるもの) 基準面積 2,300㎡× <u>51</u> <u>7,800</u> 円 (4)上記補強を免震化工 法により実施する場合 基準面積 2,300㎡× <u>56</u> <u>9,660</u> 円	略			略	(1)補強が必要と認めら れるもの (2)を除く工法に よるもの) 基準面積 2,300㎡× <u>8</u> <u>4,100</u> 円 (2)上記補強を免震化工 法により実施する場合 基準面積 2,300㎡× <u>9</u> <u>2,510</u> 円 (3)耐震構造指標である I s 値が0.4未満の 建物を有する病院 (4)を除く工法 によるもの) 基準面積 2,300㎡× <u>39</u> <u>9,800</u> 円 (4)上記補強を免震化工 法により実施する場合 基準面積 2,300㎡× <u>43</u> <u>9,780</u> 円	略
(10)～(12)略					(10)～(12)略				
(削除)					(13) 特殊病室 施設整備 事業 (略)	病院及 び診療 所(地 方公共 団体及 び地方 独立行 政法人 を除く)	特殊病室(無菌室) 整備に必要な工事 費又は工事請負費	1室当たり 79,531千円	0,33

(13) 治験施設 施設整備 事業	略	略	略	略		(14) 治験施設 施設整備 事業	略	略	略	略	
(14) 非常用自 家発電設 備及び給 水設備整 備事業 (略)	略	略	いずれも1医療機関当 たり (1) <u>196,311</u> 千円 (2) <u>180,908</u> 千円 (3) <u>85,071</u> 千円 (4) <u>39,231</u> 千円			(15) 非常用自 家発電設 備及び給 水設備整 備事業 (略)	略	略	いずれも1医療機関当 たり (1) <u>182,276</u> 千円 (2) <u>167,974</u> 千円 (3) <u>78,989</u> 千円 (4) <u>36,426</u> 千円	0.33	
(15) 医療施設 浸水対策 事業 (略)	略	略	いずれも1医療機関当 たり (1) <u>55,400</u> 千円 (2) <u>43,717</u> 千円 (3) <u>77,867</u> 千円 (4) <u>30,326</u> 千円	略		(16) 医療施設 浸水対策 事業 (略)	略	略	いずれも1医療機関当 たり (1) <u>51,439</u> 千円 (2) <u>40,591</u> 千円 (3) <u>72,300</u> 千円 (4) <u>28,158</u> 千円	略	
(注) 1～6 略						(注) 1～6 略					

(別 紙)

1 平方メートル当たりの単価表

(単位：円)

補 助 事 業 名	種 目 等	構 造 別	単 価
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>558,000</u>
		ブロック	<u>444,000</u>
(5) 小児初期救急センター施設整備事業		木造	<u>362,000</u>
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業 (12) 医療機器管理室施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>558,000</u>
(14) 治験施設施設整備事業	治験専門外来	鉄筋コンクリート	<u>558,000</u>
		ブロック	<u>444,000</u>
	治験管理部門	鉄筋コンクリート	<u>558,000</u>
		ブロック	<u>444,000</u>

(注) 1～2 略

(別 紙)

1 平方メートル当たりの単価表

(単位：円)

補 助 事 業 名	種 目 等	構 造 別	単 価
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
		ブロック	<u>214,000</u>
(5) 小児初期救急センター施設整備事業		木造	<u>355,000</u>
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業 (12) 医療機器管理室施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
(14) 治験施設施設整備事業	治験専門外来	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
		ブロック	<u>214,000</u>
	治験管理部門	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
		ブロック	<u>214,000</u>

(注) 1～2 略